

令和7年第6回東秩父村議会定例会一般質問一覧表

令和7年12月9日開会

番号	質問議員	質問事項	答弁者	頁
1	吉野 文泰	1 社会福祉協議会敬老会事業と補助金について 2 移住体験施設ムライフの活用とテニスコートの改修について	副村長 住民福祉課長 企画財政課長 教育委員会事務局長	1
2	梅澤 邦夫	1 納税感謝券の自動販売機導入について 2 地域おこし協力隊の採用について 3 鉱産税について	企画財政課長 税務会計課長	3
3	百瀬 浩子	1 改正鳥獣保護管理法(令和7年4月成立)に基づく緊急銃猟や従来の鳥獣被害防止対策における補償について 2 ツキノワグマの襲撃に耐えられる車両の購入について 3 警察が保有する車両の出動要請について	産業観光課長 村長	4
4	吉田 泰明	1 住民の健康づくりの強化推進	保健衛生課長	6
5	渡辺 絹代	1 和紙の里および周辺事業について	産業観光課長 村長	7

一般質問発言通告一覧表

令和7年12月9日 第6回東秩父村議会定例会

発言番号1	議席番号2	吉野 文泰	
質問事項1	社会福祉協議会敬老会事業と補助金について		質問の相手
質問の要旨	<p>東秩父村は二人に一人が高齢者になっています。高齢者支援が大きな課題になっておりますが、敬老会の在り方について様々な意見を承っております。本年度敬老会は668名該当者のうち51名の方が出席されました。</p> <p>そこで次の点について伺います。</p>		
(1) 敬老会の企画等の変更について	<p>(1) 敬老会の企画等の変更について</p> <p>社会福祉協議会に敬老会を委託していますが、地区で区長他の協力を頂き企画することを提案します。参加者に昼食を用意し、各地区でお祝いすることで地区の活性化に繋がります。</p> <p>先日受講した議員研修の中で、日頃から地区の避難所に移動する習慣をつけることが災害時に役立つとの事です。また参加できない場合でも、移動困難者など地域事情を把握する事ができる利点があると思われます。</p> <p>これから敬老会を継続することを踏まえ2点質問いたします。</p> <p>①社会福祉協議会敬老会委託を見直す考えがありますか。 ②社会福祉協議会理事会で決定した内容をどのように住民に対し周知しているか把握していますか。</p>	副村長	
(2) 社会福祉協議会補助金について	<p>(2) 社会福祉協議会補助金について</p> <p>東秩父村は近隣自治体と比較して補助金が高いと認識しています。嵐山町は東秩父村の三分の一と以前報告を受けました。</p> <p>そこで次のことを質問いたします。</p> <p>①社会福祉協議会補助金の近隣自治体金額をお示し下さい。また、東秩父村が高額な場合は理由をご教示ください。</p>	住民福祉課長	
質問事項2	移住体験施設ムライフの活用とテニスコートの改修について		質問の相手
	<p>移住体験施設ムライフでの移住体験を多くの村外の方々が楽しんでいると認識しております。しかし、成果については移住者の実績はありません。</p> <p>また、現在、御堂テニスコートはコート東側が縮小され、公式な試合が開催出来ません。テニスコートが整備されれば協会で試合を企画し、村外から沢山のテニス愛好者を本村に招き活性化に繋がると思います。その宿泊先としてムライフの活用を提案します。</p> <p>そこで、次の点について伺います。</p>		

<p>(1) ムライフの令和6年度利用状況について</p> <p>①年間利用者数と内訳（新規数とリピーター数）</p> <p>②年間維持費と収支について説明ください</p> <p>(2) テニスコート整備について</p> <p>①御堂テニスコート東側を縮小した経緯について</p> <p>②御堂テニスコート改修時に東秩父村中学校テニスコートをオムニコートに変更し活用することを、東秩父テニス協会会长から文書で教育委員会に提出されたと認識しています。その際の対応内容を伺います。</p>	<p>企画財政課長</p> <p>教育委員会事務局長</p>
--	--------------------------------

発言番号2 議席番号3 梅澤 邦夫	
質問事項1 納税感謝券の自動販売機導入について	質問の相手
<p>質問の要旨</p> <p>9月議会定例会において、令和7年12月に納税感謝券の自動販売機を設置し、令和7年分のふるさと納税に間に合わせるとの答弁がありました。</p> <p>そこで次の点について伺う</p> <p>(1) 導入の進捗状況はどうか。</p> <p>(2) PRの準備状況はどうか。</p> <p>(3) 導入後のふるさと納税による収入の見込みは。</p>	企画財政課長 企画財政課長 企画財政課長
質問事項2 地域おこし協力隊の採用について	質問の相手
<p>熊による人的被害が全国的に報道されており、また本村でも鹿・猪・アライグマ等による農業被害が深刻です。これらの害獣駆除は獣友会に依存していますが、村内の獣友会は高齢化が進み、稼働できる人員は限られています。</p> <p>(1) 地域おこし協力隊を活用して害獣対策に取り組む考えはあるか。</p>	企画財政課長
質問事項3 鉱産税について	質問の相手
<p>地方税法第519条に基づき、鉱産税は鉱物の価格を課税標準として課税されるべきものであり、憲法第84条の「租税法律主義」の原則に則って執行されなければなりません。</p> <p>この観点から、以下の点について質問します。</p> <p>(1) 9月議会定例会において、鉱産税の課税原因である鉱物取引の実態調査を行うとの答弁がありましたが、その調査結果を示されたい。</p> <p>(2) 申告事績は、珪石の単価は1トンあたり360円の課税標準との答弁でしたが、生成AIの珪石の市場価格は製品別に(6,857円～11,285円)の範囲とあります。この差をどのように説明するのか。</p> <p>(3) 仮に市場価格の中間値(9,071円)から加工費30%をとして控除した山元価格(6,350円)を基に、令和6年度の搬出量347,288トンで鉱産税を試算すると、課税標準は約22億円、税額は約2,640万円となります。この差異についての見解を伺う。</p>	税務会計課長 税務会計課長 税務会計課長

発言番号3 議席番号6 百瀬 浩子

質問事項1 改正鳥獣保護管理法(令和7年4月成立)に基づく緊急銃獣や従来の鳥獣被害防止対策における補償について	質問の相手
<p>質問の要旨</p> <p>令和7年9月11日クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議概要によりますと『クマ被害対策施策パッケージ』を連携して策定した環境省、警察庁、農林水産省、林野庁、国土交通省から、各省庁のクマ対策の取組状況について共有されたとのこと。「緊急銃獣」は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正」し、令和7年9月1日から施行。同会議資料2環境省によりますと「緊急銃獣」は、クマ等の銃獣に関する制度の見直しにより創設され、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、市町村長が実施主体となって地域住民の安全の確保の下で銃獣を可能とするもので、緊急銃獣の実施に伴う損失については市町村長が補償するとあります。これまでにも、捕獲従事者等による鳥獣被害防止対策における保険加入の推進については農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長から令和5年2月2日付け文書が発出されております。</p> <p>そこで、次の点について伺います。</p> <p>(1) 本村における緊急銃獣と、従来の鳥獣被害防止対策による物損、人身事故の補償への備えや経費はどうなっていますか。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止対策による物損、人身事故の補償にはどんな事例がありますか。本村でも事例があれば併せてお答え下さい。</p>	
質問事項2 ツキノワグマの襲撃に耐えられる車両の購入について	質問の相手
<p>ツキノワグマとの遭遇は一命を落としかねない重大事態です。たとえ銃獣を持っていたとしても万全とは言えません。道路のパトロールや不法投棄の監視、シカ・イノシシの罠を見回り中も同様で、特に、肉食化しているといわれるツキノワグマにとって、罠にかかったシカは何よりのごちそうで、駆除するために来た人間を敵視して攻撃してくることは起こりうることだと思います。人里離れた狭くて急峻な山中でも安全に作業していただきたいですし、いざというときに逃げ込める移動式避難所となりうる車両の購入をご検討いただけないでしょうか。理想としてはサファリパーク内を走るサファリバスですが、地形的な条件等を考慮し、窓ガラスに金網等を張り巡らすなど特殊加工を施した中型車両でもいいと思います。</p> <p>そこで、次の点について伺います。</p> <p>(1) 移動式避難所を想定した場合、どんな装備・加工を施した車両が考えられますか。</p> <p>(2) 近隣自治体との共同調達による共同運用について考えた場合、どんなメリットとデメリットがあり、課題としてはどんなことがありますか。</p>	

質問事項3 警察が保有する車両の出動要請について	質問の相手
<p>「クマ被害対策施策パッケージ」によりますと「出没時の緊急対応」として「都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保」(警察庁)との記述がございます。真っ先に思い浮かんだのは、機動隊の人員輸送バスです。その理由は、緊急銃猟の現場における長期戦を想定した場合の安全な空間確保に有効であり、収容人数の大きさ、そして投石等から車体を守る仕様となっているからです。ちなみにクマ被害対策に関する関係省庁に総務省・消防庁・防衛省は含まれておりません。このような特殊車両を、村が単独で購入することは現実的ではありません。しかしながら、人々の命を守るため、警察が保有する特殊車両の出動要請についてもお取組いただきたく伺います。</p>	
<p>(1) 警察車両の出動要請についての村長の見解はいかがでしょうか。</p>	村長
<p>(2) 警察車両の出動要請を村として要望、提案していく場合、近隣自治体や関係機関 相互の連携として協議するとしたらどんな機会があり、いつ頃になりますか。</p>	産業観光課長
<p>(3) 警察車両の出動要請が可能となった場合、避難や待機等を理由とし、民間人であっても混乱なく乗車できるような取決めを、あらかじめ交わしておくことも必要だと考えますがいかがでしょうか。</p>	産業観光課長

質問事項1 住民の健康づくりの強化推進	質問の相手
<p>質問の要旨</p> <p>村ではスポーツフェスティバルが10月に開催されました。子どもたちの参加も多くあって大変にぎわっていたかと思います。</p> <p>小中学生については、学校教育もあり健康体力づくりもなされていると思います。また、今回のスポーツフェスティバルでも主催となっている東秩父村スポーツ協会の参加団体に所属している村民も同様に自分自身で健康体力づくりに励んでいます。</p> <p>ただし、村内にはそういういた団体に属していない住民もたくさんいると思われます。高齢者だけではなくそういういた方々の健康体力づくりが健康寿命（健康上の問題なく日常生活を送れる期間）の延伸や医療費削減などに寄与していくものと思われます。</p> <p>以下の点について質問します。</p> <p>（1）東秩父村健康づくり計画の期間は、2020年度から2029年度までの10年間です。計画の中に、「身体活動・運動」があり、村が行う施策の展開として、次の3項目が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各事業・教室を通して、身体を動かすこと、運動することの効果について、普及啓発を行う。 ②運動習慣を持つ村民が増えるよう、歩数計等を活用して日常生活における活動量を増やす。 ③村民が主体的に運動できる場所、機会の確保、充実に努める。 <p>計画が作成され6年が過ぎようとしていますが、それぞれの項目について内容、進捗状況及び課題等を教えていただきたい。</p> <p>（2）近隣市町においては、例えば小川町は、ふれあいプラザおがわ内にトレーニングルームがあり、有酸素トレーニングマシンや筋肉トレーニング系マシンを多数とりそろえています。利用する初回に講習会を受講し、使用料は1回200円（町外300円）で利用することができます。ときがわ町でも、ときがわ町体育センター（せせらぎホール）のトレーニングルームに、小川町と同様に多くのトレーニングマシンをそろえ、年間1, 200円（町外2, 400円）で利用することができます。</p> <p>本村でも住民が体力づくりを継続して行えるように、仕事帰りなどに気軽に利用できるトレーニング機器を備えた場所があればよいと考えます。</p> <p>一案ではございますが、現在保健センター内の旧子育て支援センターは利用方法が未定となっており、こういった未利用施設を住民の健康体力づくりの場所として活用できないか伺います。</p>	保健衛生課長
	保健衛生課長

質問事項1 和紙の里および周辺事業について	質問の相手
<p>質問の要旨</p> <p>株式会社東秩父村和紙の里は、出資比率東秩父村 90%、東秩父村商工会 10%の第三セクター法人です。地方公共団体である東秩父村との関係性、事業その他について質問します。</p>	
<p>(1) 施設整備等について</p> <p>①和紙の里に関連した施設等の整備・修繕の際、株式会社東秩父村和紙の里ではこの程度の金額まで支出し、それ以上は村で、といった取り決めまたは目安のようなものがありますか。</p> <p>②令和6年度の東秩父村歳入歳出決算書によると、商工振興費 1億2846万9079円のうち、1億983万409円が和紙の里施設管理事業に支出されています。金額が大きくなっているのは、道の駅フードコート浄化槽移設および外構工事における工事監理業務委託料 213万4000円や、関連する工事費 7096万1800円他を含んでいるためですが、株式会社東秩父村和紙の里には支払いの負担がなかったのでしょうか。</p>	産業観光課長
<p>(2) 令和6年度まで観光費として支出されていたトータルサポートセンター運営事業について。会計年度任用職員の報酬・諸手当・費用弁償が、令和7年度からは商工振興費として、和紙の里施設管理事業の中の和紙の里関連施設指定管理業務委託料に組み込まれたとのことですが、トータルサポートセンターが現在どのような状況か、村では把握していますか。</p>	産業観光課長
<p>(3) 第一セクターといわれる国や地方公共団体と第二セクターの民間企業が共同出資する第三セクターでは、公共性の高い事業でありながら、民間活力の導入や民間企業のノウハウを活用した効率的な事業運営が期待されます。事業に関わる費用の多くを支出してきていることを踏まえ、村では株式会社東秩父村和紙の里の運営状況を出資者としてどのように捉えていますか。</p>	村長
<p>(4) 株式会社東秩父村和紙の里の社長と東秩父村長の兼任について</p> <p>①利益相反、行政と第三セクターとの関係が不明確になる、また監視が難しくなる等々の可能性から兼任は望ましくないと考えますが、村としての見解はいかがでしょうか。</p> <p>②今後も兼任を継続されていく場合、客観性と透明性保持の観点から、村長兼社長は株式会社東秩父村和紙の里の運営に関する意思決定から一定の距離を置く、経営状況等を公開する、また議会に対しても定期的に説明責任を果たす等の対応をしていただく必要が生じると考えますが、いかがでしょうか。</p>	村長